

北側	市道戸島町第33号線の北側線、市道戸島町第26号線の北側線
戸島三丁目の境界線	
東側	県道益城菊陽線の東側線
西側	県道熊本空港線の西側線、市道戸島町第126号線の西側線、市道長嶺町戸島町第4号線の東側線
南側	市道戸島町第33号線の北側線、市道戸島町第26号線の北側線
戸島四丁目の境界線	健軍川の北側線
東側	県道熊本空港線の西側線、市道戸島町第126号線の西側線
西側	市道長嶺町戸島町第4号線の東側線
北側	市道戸島町小山第1号線の北側線、健軍川の北側線
戸島五丁目の境界線	
東側	県道益城菊陽線の東側線
西側	県道益城菊陽線の東側線
南側	市道戸島町第19号線の北側線、市道戸島町第54号線の北側線
北側	県道熊本空港線の北側線
戸島六丁目の境界線	
東側	県道益城菊陽線の東側線
西側	市道戸島町第110号線の東側線、市道戸島町第3号線の東側線、市道戸島町第2号線の北側線、市道戸島町第129号線の東側線
北側	市道戸島町第54号線の北側線
戸島七丁目の境界線	
東側	市道戸島町第129号線の東側線
西側	県道益城菊陽線の東側線
南側	県道益城菊陽線の北側線
北側	市道戸島町第129号線の北側線

熊本県告示第43号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年1月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字野口1032、1046
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字今田字白石1024、1025、字野口1031、1032、1034、1035、1041、1045、1046、1051、1052の6、1053の9、字奥中1118の4、字上屋敷1327の1
 - (2) 指定の目的 公衆の保健
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成15年1月22日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
本渡市本渡町大字広瀬字野田1588番119、同1635番6、同1635番8、同1635番9、同